

○ 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。</p> <p>第一〜第三（略）</p> <p>別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）</p>		<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。</p> <p>第一〜第三（略）</p> <p>別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）</p>	
<p>（略）</p> <p>別表第二（略）</p>	<p>（略）</p> <p>第一第七号に掲げる建築材料</p> <p>―二〇一四（回収骨材を使用するものを除く。）</p>	<p>（略）</p> <p>（い）</p>	<p>（略）</p> <p>（ろ）</p> <p>第一第七号に掲げる建築材料</p> <p>―二〇〇三（JIS R五二一四（エコセメント）―二〇〇二に規定する普通エコセメントを使用するものを除く。）</p>